



特集

# 「子ども条例」ってなに？

まち全体で子どものはぐくみを支える仕組みづくりの基となる「子ども条例」が、11月15日から施行となります。市政モニターの佐藤洋子さん(山田)が、山本勉こども課長に、子ども条例の目指すところや今後の取り組みなどについてインタビューしました。

**佐藤** 新聞とか広報紙などで「子ども条例」ができたのであるのですが、今日(9月17日)は、その辺りの話をお伺いさせていただきます。ただそれだけだと思います。

**山本** はい、8月定例会市議会で議決をいただき、できたばかりです。

**佐藤** できたてはやほやの「子ども条例」ですが、作った趣旨とか、ねらいは何でしょうか。

**山本** 子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利の内容を定め、まち全体で子どものはぐくみを支え合う仕組みを整えるために作りました。

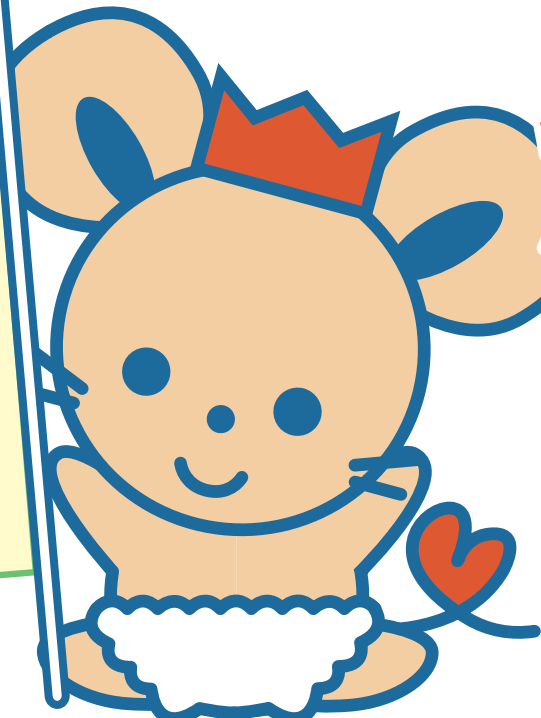
**佐藤** 条例の第一条に「未来を築くすべての子どもが家庭、地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長していくことを目的とします」とありますが、これですね。

## ◎平易な言葉の条例に

**山本** 子育て王国そうじやの実現を目指す取り組みを支援している「子育て王国そうじや」まちづくり実行委員会から話が出てきたことや、議会の一般質問などをきっかけに制定に向けた作業に入りました。

**佐藤** そうですか。条例の文章

毎月第3日曜日は「そうじや家族の日」



も、子どもに分かりやすいものにと、「子育て王国そうじや」まちづくり協議会の人から市長さんに要望があったと広報紙に載っていましたね。

**山本** 「子ども条例」制定に向けた答申のことですね。「分かりやすいものを作っていたきたい」ということで、条例的な表現は排除し、「です・ます調」の文章にしました。これまでの総社市の条例と比べると趣が全く違います。

**佐藤** 平易な言葉で書かれた、すっきりとした文ですね。

**山本** 子ども議会というのを7月31日に開催したのですが、子ども議員の一般質問でも、「子どもにも分かる条例を作ってほしい」という提案がありました。

**佐藤** 子どもも含め、できるだけ多くの人に分かりやすいものにと、表現を工夫されたのですね。ところで、内容とか構成はどのようになっているのでしょうか。

**山本** まず、構成ですが、目的・基本理念、子どもの権利、家庭や学校、地域などの役割、基本的な施策の4つに分けることができます。

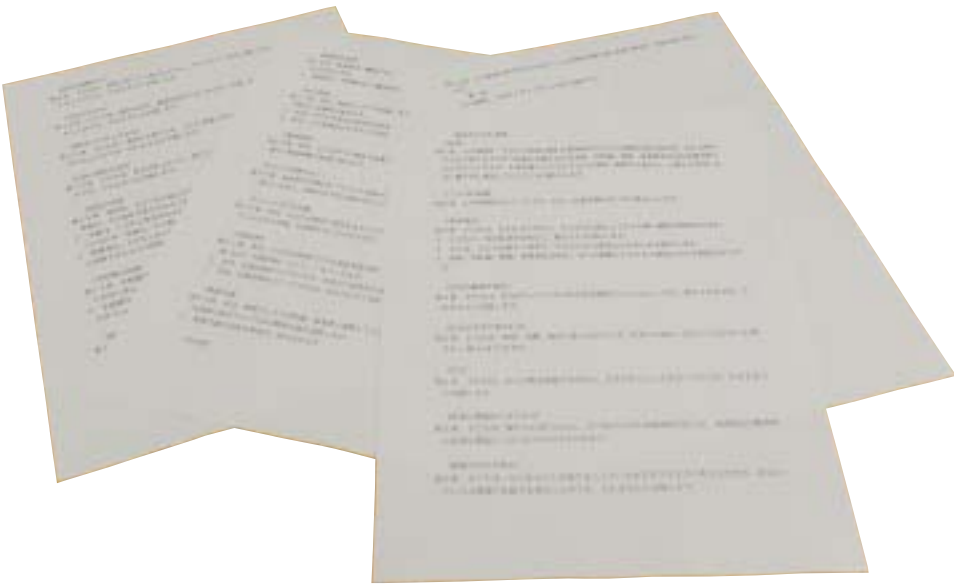
## ◎子どもの権利を示す

**佐藤** 家庭や学校、地域などの役割とは何ですか。

**山本** 家庭や学校、地域、事業者、市の役割を示しているのですが、子どもの視点に立って、子どもの育ちを支えているっていただければと考えています。

**佐藤** 子どもの権利とは具体的に何でしょうか。

**山本** 子どもが、家庭や地域から愛され学びながら、自分らしく生き、本来もっている可能性を自己実現していくべき9項目のことです。具体的には、「学ぶ」「地域や社会を知る」「あるがままで愛される」「自分の意思を表す」などです。子どもにとっては、義務にもあたりません。それに対し、大



子ども条例について山本勉こども課長にインタビューする市政モニターの佐藤洋子さん(写真右)

まち全体で子どものはぐくみを支え合う仕組みづくりの礎